

臨時福祉給付金 及び 子育て世帯特例給付金 について

国は、平成26年4月からの消費税率8%への引上げに伴う低所得者及び子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を支給する予定です。現在のところ町民の皆様へのご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の内容が決まり次第、速やかにお知らせいたします。

臨時福祉給付金の概要 (厚生労働省ホームページ参考)

○給付対象者

平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象です。

ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

○給付額

◇給付対象者1人につき1万円

◇給付対象者の中で下記に該当する方は、5千円を加算

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など

・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

○申請手続

申請先は、基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村となります。

※申請・支給手続については、現在準備中です。

子育て世帯臨時特例給付金の概要 (厚生労働省ホームページ参考)

○支給対象者

平成26年1月分の児童手当の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が対象です。

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童

ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

○給付額

対象児童1人につき1万円

※申請・支給手続については、現在準備中です。

○問い合わせ 神崎町役場保健福祉課 ☎ 1603

災害時要援護者台帳への登録について

町では、災害が発生した場合に、自分自身や家族の力だけでは避難することができない方（災害時要援護者）の把握や避難支援を目的とし、あらかじめ災害時要援護者の情報を把握し、台帳を作成します。台帳への登録を希望する次の対象者の方は、申請書により申し込みをしてください。

○対象者

・高齢者（65歳以上）単身世帯

・高齢者（65歳以上）のみ世帯

・介護保険の認定を受けている方

・障害者手帳を所持している方

・その他避難に支援を必要とする方

○申し込み方法

神崎ふれあいプラザ保健福祉課にある所定の申請書に記入し、提出してください。申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。

○台帳情報の活用

災害時や緊急時の支援を受けるために、協力機関（消防本部、民生委員児童委員など）に情報提供します。

○問い合わせ 神崎町役場保健福祉課 ☎ 1603